

海外諸国における公会計制度の特徴とインフラ資産評価の現状

国土交通省 国土技術政策総合研究所 †正会員 荒井俊之

パシフィックコンサルタンツ（株）††正会員 大村 修 †††正会員 横山正樹

1. はじめに

近年、公的機関においては今まで以上に説明責任を重視される傾向にあり、この要請に応える一環として貸借対照表（バランスシート：BS）の作成や、インフラを「資産」として金銭的な価値評価を行う動きが広がっている。一方で、厳しい財政状況の中で今後の維持管理負担の増大が心配されており、継続的な社会的サービスを提供していくためにも効率的管理を行うことが求められている。

このような状況の中、財務的な管理と維持管理等の業務管理との連携を図るインフラ会計の構築が着目されており、今後の取り組みの参考とすべく、米国を中心とした海外諸国における公会計制度の特徴とインフラ資産評価の現状を調査した。

2. 諸外国の公会計制度の特徴と会計上のインフラ資産の取り扱い

(1) 諸外国の状況比較

財務的なマネジメントの観点から、公会計の特徴とインフラ資産の取り扱い状況を文献により調査した。対象は、ニュージーランド（NZ）、豪州、英国、米国の4カ国で、わが国を加え以下に整理する。

表1 諸外国の状況比較一覧

		日本	NZ	豪州	英国	米国
公会計の目的						
・財務的な説明責任の確保					()	
・行政活動マネジメントへの活用						
公会計制度の特徴						
・認識基準 / 記帳方式	現金主義 / 単式簿記					
	発生主義 / 複式簿記					
・測定基準	原価主義					
	時価主義					
・測定対象	財務資源					
	経済資源					
インフラ資産の取り扱い						
・資産価額の評価方法	取得原価	自治体、公団等()				
	償却後再調達価額	一部自治体()				
	再評価サイクル		3年	3年	5年	
・資産劣化の認識	減価償却（定額法）	()				
	更新会計等		一部地方政府			一部州政府

わが国の政府、自治体に対してBSの作成義務はなく、インフラ資産の取り扱いについても各主体で独自の取り組みである

(2) インフラ資産の取り扱い

資産価額の評価方法は、取引結果の説明責任に重点をおく米国が「原価主義」を採用している。その他諸国は「時価主義」を採用しており、必要となる維持管理コストなどインフラ資産管理に必要な情報を会計制度から得ることを目指し、価額の再評価を定期的に行っている。つまり、米国以外の諸国は、「行政活動マネジメントへの活用」をビルトインした公会計制度を志向しているといえる。

また、会計ではインフラ資産の劣化状況を価額に反映させる方法が問題となるが、通常の資産と同様に減価償却法を適用することが一般的である。しかし、事前に策定した管理計画に基づく維持管理を行い点検により所定の性能水準にあることを確認していれば価値が保たれているという考え方に基づく、「更新会計」（英国等）、「修正法」（米国）といった手法も適用されている。

Key Words：公会計、インフラ会計、資産評価、アセットマネジメント、維持管理計画、アカウントビリティ

連絡先：†総合技術政策研究センター 建設システム課 茨城県つくば市旭1 Tel:029-864-2211 (ext.3724) Fax:029-864-2547

††NPM 開発室 東京都多摩市関戸 1-7-5 Tel:042-372-6283 Fax:042-372-7852 †††保全システム部 Tel:042-372-6572 Fax:042-372-6676

3. 米国におけるインフラ資産マネジメントの状況

米国の諸機関（公会計基準審議会（GASB）、ニューヨーク州交通局、サンフランシスコ市）に対するヒアリングから得られた、インフラ資産マネジメントの状況を紹介します。

(1) 財務的なインフラ資産マネジメントの概要

- 地方債は免税措置が適用されることから市民が購入する場合も多く、「納税者」のみならず「投資家」に対する説明責任を重視し、情報提供による透明性の確保を図っている
 - 2000年11月発効のGASB規準書34号（GASB34）により地方自治体のインフラ資産に関する財務報告が義務付けられており、財源規模の大きい自治体から2001年以降順次適用が進められている
 - 過去の支出結果に関する説明を重視することから取得原価による評価を適用している
 - 将来を見据えたインフラ資産管理の仕組み（アセットマネジメント等）を会計と別の枠組みで構築を進めており、減価償却法の代替として認められる「修正法」を通じて会計制度との連携が図られている
- 〔修正法：保有資産の台帳を整備し評価額を算定する、保全計画を立て必要な維持管理費用を把握する、資産が目標とする性能水準にある、の3要件を満たす場合に、減価償却を行わず資産の価値が維持されているとみなす手法〕
- 会計基準は原則を定めるものであり、具体的な部分については自治体等の裁量にゆだねている

(2) インフラ資産の評価額算定方法

両自治体とも取得原価の記録を完全に保有しているわけではない。近年の取得資産は実際の価格を適用するが、記録のない資産については、それぞれ独自の方法を適用してGASB34に対応した評価額の算定を行っている。

【ニューヨーク州交通局の対応】

- 総額が一定以上の資産が報告対象であり、評価対象とするインフラ資産は道路と橋梁のみ
- 道路の資産評価は、構造や交通量などの特性により区分した区間単位で行う
- 状態評価結果から区間平均の経過年数を算定し、年数に応じて再取得価額をデフレートさせる
- 減価償却法から修正法への移行を図っており、5年間の性能変化を予測し維持管理計画を策定している
- 会計報告とともに物理的なインフラ資産管理も重視しており、次のようなシステムを整備し活用している
 - 舗装および橋梁に関して、点検データから資産状態を指数化するシステム
 - 管理対象ごとの劣化特性（劣化曲線等）を設定し、状態指数から耐用年数を推定するシステム
 - 状態指数を管理基準として維持管理計画を策定するシステム
- 点検に基づく橋梁に関するデータ収集に2000万ドルを投じている

【サンフランシスコ市の対応】

- 評価対象とするインフラ資産は、街路、橋梁、予備水源システム
- 街路は市全体で一つのネットワーク資産とみなす。水源システムは配管の構造により二つに区分
- いずれのインフラ資産も取得時期が古く、1980年の価格を推計して取得時点までデフレートした。その結果、2001年のBS作成開始時点の評価額をゼロとし、それ以降の取得分を資産として計上している

4. インフラ資産評価を含めた公会計の方向性

公会計の国際標準に向けたガイダンスを策定している国際会計士連盟（IFAC）に対するヒアリングにより、NZに代表される「発生主義」への移行が世界的な傾向であり、インフラ資産についても「時価評価」を行う方向にあることが確認された。

5. まとめ

米国においては、データの制約はあるものの、マネジメントの目的に応じたインフラ資産の評価ルールを定め、制度を運用している実態が確認できた。わが国においても、適切なインフラ資産管理のために、インフラ会計やアセットマネジメントなど関連する研究が進められている。このような海外の先行事例を参考にしながら研究を促進することが、効率的なインフラ資産管理を実現する上で重要と考える。